

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コメリ書房柏崎店
所在地 柏崎市北半田一丁目9番6号
設置者 株式会社大矢家具リビングセンター
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前9時から午後8時（年間90日午後9時）
(変更後) 午前9時から午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 午前8時から午後8時
(変更後) 午前6時から午前9時
- 3 変更年月日
平成25年4月16日
- 4 届出年月日
平成25年4月11日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、柏崎市産業振興部商業労政課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成25年4月19日から平成25年8月19日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp